

中小企業いばらき

【クローズアップ】

第70回中小企業団体全国大会

October
10
No.720
2018



写真 第70回中小企業団体全国大会(京都府京都市)

CONTENTS

クローズアップ	1
ニュースフラッシュ	8
インフォメーション	10
Voice	
組合等トップインタビュー	13
日本列島組合最前線	15
経済・労働リサーチ	17
業況レポート	18
中央会だより	20

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)

JOYO CARD Plus

法人クレジットカード



法人
クレジットカードの
イトゴロ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行

表紙の紹介

『第70回中小企業団体全国大会』

主催 全国中小企業団体中央会、京都府中小企業団体中央会

9月12日、京都府京都市の上七軒歌舞練場と西陣織会館において「第70回中小企業団体全国大会」が開催され、全国から約2,000名の中小企業組合の代表者らが参加した。

全国大会は、毎年1回、全国の中小企業団体の代表者らが会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざすこと等を目的として開催されている。

全国大会に提出する議案（要望事項）は、全国中小企業団体中央会に設置された総合、金融、税制、労働、商業及び工業の各分野別の専門委員会において、その時々の中企業者の要望等を中心に取りまとめられている。

そのため、全国大会は、中小企業者や中小企業組合の総意を取りまとめ、その実現に向けて共に取り組むことを決議する絶好の場となっている。

〔大会の概要等は「クローズアップ（1ページから6ページ）」をご覧ください。〕

〈第70回中小企業団体全国大会のプログラム〉

1. アトラクション
2. 開会（午後1時30分）
3. 国歌斉唱、団体歌斉唱
4. 開会挨拶
5. 開催地挨拶
6. 歓迎挨拶
7. 来賓紹介
8. 来賓祝辞
9. 議長・副議長選任
10. 議事
 - (1) 決議経過報告
 - (2) 議案上程
 - (3) 意見発表
 - (4) 議案採決
11. 大会宣言
12. 政党代表挨拶
13. 表彰式
14. 次期開催地発表
15. 大会旗継承
16. 次期開催地会長挨拶
17. 万歳三唱
18. 閉会（午後4時30分）

第70回中小企業団体全国大会

9月12日、京都府京都市の上七軒歌舞練場と西陣織会館において「第70回中小企業団体全国大会」が開催され、全国から約2,000名の中小企業組合の代表者が参加（本県からは30名が参加）しました。

大会は、本年が明治元年（1868年）から満150年の年に当たることから「明治150年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く」をテーマに掲げ、自然災害に対する施策の拡充、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化などを柱とする16項目の要望事項を採択しました。

本号では、大会の概要や採択された要望事項などを紹介します。



上七軒歌舞練場



西陣織会館

I 第70回中小企業団体全国大会の開催目的

我が国経済は、これまでのアベノミクスの効果により経済の好循環が確実に回りはじめ、景気回復基調にあるといわれているが、地域や業種、事業者の規模によって景況感のばらつきがあり、中小企業者の多くは、その実感を得られていない。

中小企業は、深刻化する人手不足や後継者難、地域の疲弊、頻発する自然災害など、厳しい事業環境にあり、その対応に苦慮している。

こうした中、地域の経済・雇用を支えている中小企業は経営基盤を強化し持続的な成長に向けて、更なる生産性の向上が求められているが、そのためには、個々の経営努力に加えて、中小企業等連携組織の下に個々の力を結集し、積極果敢に行動していくことが強く求められており、全国中小企業団体中央会は都道府県中小企業団体中央会と共に「つながる ひろげる 連携の架け橋」をスローガンとして掲げ、中小企業の支援を行っている。

中小企業団体全国大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合の意見を総意としてとりまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として、次のテーマを掲げ開催するものとする。

〈第70回中小企業団体全国大会のテーマ〉

**明治150年 歴史と文化、
地域を支える中小企業が未来を拓く**

II 第70回中小企業団体全国大会の概要

○開催日時

平成30年9月12日（水）

午後2時30分～4時30分

○開催場所

「上七軒歌舞練場」

京都市上京区今出川通七本松西入真盛町742

「西陣織会館」

京都市上京区堀川通今出川南入堅門前町414

京都市内の2つの組合（上七軒お茶屋協同組合、西陣織工業組合）の共同施設を会場として開催され、大会プログラム（本誌、表紙裏の「表紙の紹介」をご覧ください。）に従い進められた。

アトラクション



開会挨拶

開会挨拶（主催者挨拶）では、大村功作全国中央会会長が「わが国の経済状況は、緩やかな回復が長期間にわたって続いているとされているが、中小企業・小規模事業者については、地域及び業種により景気回復の実感にばらつきがあり、人手不足の深刻化やIoT・AIの進展への対応、記録的な豪雨による被害対策などへの課題もあり、先行き不透明な状況が続いている」と現状を分析。その上で「全国中央会は、中小企業と組合の支援のため、業種別・業態別の生産性向上やものづくり支援、金融・税制支援策拡充に向けた政策活動に取り組んできた。喫緊の課題である事業承継や働き方改革関連法への対応などにも重点的に取り組み、この解決を図ることで地方創生等につなげていきたい。会場となった七軒歌舞練場と西陣織会館はいずれも組合の共同施設である。参集された皆様には組合人同士の強

い絆を再確認して欲しい。この団結を力に今大会決議の実現を図っていくことを約束したい」と決意を表した。



開会挨拶を行う大村全国中央会会長

開催地挨拶

開催地挨拶では、渡邊隆夫京都府中央会会長が、「京都での開催は、昭和34年の第10回大会、昭和58年の第35回大会に続いて3度目となる。全国各地から多数の代表者をお迎えして開催できることに感謝する」と関係各位の支援に謝意を示し、「様々な経営課題が山積しているが、このような状況にこそ組合等連携組織の果たす役割は一層重要である。この大会を契機として、それぞれの地で経済と雇用を支え地域の原動力となっている中小企業・小規模事業者が、それぞれの分野で持続的に安定した発展を遂げることを強く念願している」と述べた。



開催地挨拶を行う渡邊京都府中央会会長

歓迎挨拶、来賓祝辞

西脇隆俊京都府知事と門川大作京都市長が歓迎の挨拶を行い、来賓紹介の後、代表して大串正樹経済産業大臣政務官、牧原秀樹厚生労働副大臣、上月良祐農林水産大臣政務官、関根正裕商工中金代表取締役社長が祝辞を述べた。

〈歓迎挨拶〉



西脇京都府知事



門川京都市長

〈来賓祝辞〉



大串経済産業大臣政務官



牧原厚生労働副大臣



上月農林水産大臣政務官



関根商工中金代表取締役社長

議事、決議経過報告、議案上程、意見発表、議案採決、大会宣言、政党代表挨拶

議事は、渡邊京都府中央会会長が議長に、小正芳史鹿児島県中央会会長と稲山幹夫福井県中央会会長が副議長となり進行。高橋晴樹全国中央会専務理事が決議経過報告を行うとともに議案（要望事項）を上程。長谷川正己愛知県中央会会長の意見発表の後、「豪雨、台風、地震等各地で発生した自然災害に対する施策の拡充、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化、中小企業組合・中央会等に対する支援の強化」など16項目の要望事項の議案採決が行われた。

その後、伊庭節子京都府中小企業女性中央会会長が声



大会宣言を宣する伊庭京都府中小企業女性中央会会長

高らかに大会宣言を宣した。また、政党代表挨拶では、山口泰明自由民主党組織運動本部長と竹内讓公明党中小企業活性化対策本部副部長がそれぞれ挨拶した。

表彰式、次期開催地発表、大会旗継承

表彰式では、優良組合39組合、組合功労者73名、中央会優秀専従者21名が受賞した。本県からは、優良組合として茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合（吉岡昭文理事長）、組合功労者として溝口輝明氏（茨城県鍍金工業組合理事長）が受賞した。



大村全国中央会会長から大会旗が継承

なお、次期全国大会は、2019年11月7日（木）に鹿児島県で開催されることが発表され、大会旗が大村全国中央会会長から小正鹿児島県中央会会長へ継承された。

Ⅲ 第70回中小企業団体全国大会で決議された要望事項

決議の全文は、全国中小企業団体中央会のホームページ(<http://www.chuokai.or.jp/>)でご覧いただけます。

【背景・目的】

景気は、緩やかに回復しているとされているものの、地域経済・雇用を支える地域の中小企業・小規模事業者においては、アベノミクスの成果による経済の好循環は



実感できていない。それどころか、現下の深刻な人手不足、さらには、豪雨の影響も相俟って、中小企業・小規模事業者の経営環境は一層厳しい状況が続くことが予想される。

被災地をはじめとする全国各地の中小企業・小規模事業者は、現在、事業の再生・存続に向けて懸命の努力を続けている。また、中小企業・小規模事業者は、全国各地で頻発する自然災害をはじめ、人口減少による国内市場の縮小、原材料費の高騰や設備の老朽化、人手不足の深刻化とそれに伴う人件費の上昇、働き方改革、後継者難による事業承継の困難化等、多様な課題を抱え、その対応に苦慮している。

このような状況の中で、中小企業・小規模事業者が直面する課題に前向きに対応していくには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要になる。

中小企業団体中央会は、組合等の連携組織が持っている企業同士の「つながる力」を大いに発揮させて、中小企業・小規模事業者が協同で足らざる経営資源を補完・補強し合えるよう積極的かつ多面的な支援活動を展開することにより、我が国経済及び中小企業・小規模事業者の力強い成長と発展を支援していく。

国等は、罹災した中小企業者に対する経営再建及び地域産業全体の事業継続・再生などあらゆる経済活動の早期復旧と、全国の会員組合等からの意見を踏まえた本決議事項の実現に取り組みたい。

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

- (1) 経済の好循環に向けた中小企業・小規模事業者対策予算の拡充
- (2) 地方創生交付金の拡充及び恒久化
- (3) 消費税率引上げの必要性等の広報強化及び円滑かつ万全な対策
- (4) 消費税率引上げ駆け込み需要・反動減及び消費喚起対策

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) ものづくり等補助金の基金化
- (2) ものづくり補助金事業を実施した事業者への事業化に向けた取組み
- (3) IoT等に取り組む中小企業への革新的技術の支援強化
- (4) ものづくり等の人材の育成・確保に対する支援拡充
- (5) 下請法の監督強化
- (6) 取引適正化のための自主行動計画の拡充

3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充

- (1) 事業承継支援策の拡充と活用促進
- (2) 中小企業組合を活用した後継者育成強化

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

- (1) 中央会に対する予算措置の拡充・強化
- (2) 中小企業組合における課題解決支援事業の創設及び補助金制度の改善・拡充
- (3) 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策

- の拡充
- (4) 小規模事業者組合等への補助率引上げ等の支援の拡充・強化
- (5) 創業や再チャレンジ等、地方創生を担う企業組合活用支援策等の改善・強化
- (6) 中小企業・小規模事業者の経営力強化対策の拡充
- (7) 中小企業組合制度の見直し・運用の弾力化
 - ① 員外利用制限の緩和
 - ② 出資配当割合の緩和
 - ③ 准組合員制度の創設
 - ④ 理事会権限の強化(事業計画及び収支予算の変更)
 - ⑤ 設立要件の緩和
 - ⑥ 商工組合、商店街振興組合の存続要件の緩和
 - ⑦ 監事の監査報告通知期限の短縮
 - ⑧ 共済組合の1被共済者当たりの共済金額の現行10万円超からの引上げ
 - ⑨ 共管組合の都道府県への所管一元化
 - ⑩ 設立、届出事務等の手続きの簡素化
- (8) 中央会指導員の人材育成予算の拡充
- (9) 中小企業組合士の支援強化及び積極的な活用

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

1. 官公需対策の強力な推進

- (1) 中小企業向け契約金額の達成に向けた取組み強化
- (2) 官公需適格組合の受注機会の増大
- (3) 最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な運用
- (4) 少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ
- (5) 分離・分割発注の推進
- (6) 建設業界における発注制度の改善
- (7) 知的財産権に対する慎重な対応
- (8) 競り下げ方式の導入反対
- (9) 組合員企業からの監理技術者の在籍出向の積極かつ実効ある運用
- (10) 「官公需総合相談センター」への財政支援の拡充

2. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 海外市場への販路開拓支援の拡充
- (2) 人材育成への支援継続・強化
- (3) 外国人旅行客誘致に向けた施策の推進
- (4) CPTPPの早期発効と広域経済連携協定等の加速化
- (5) 農林水産畜産業等の国内産業に対する支援の強化

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- (1) 地域コミュニティを支える中小小売店及び商店街の機能強化に対する支援の拡充
- (2) 魅力ある「まちづくり」の推進
- (3) 法人格を有する商店街振興組合等に対する支援の拡充
- (4) 外国人誘致(インバウンド)施策の支援の強化
- (5) 地域中小事業者等の活性化に対するハード・ソフト両面支援措置の拡充
- (6) 地域商店街と行政が一体となった街の活性化に対する取組み支援の拡充
- (7) 地域貢献条例制定の推進

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 十分かつ柔軟な財政措置
- (2) 中小企業等グループ補助金の継続
- (3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続
- (4) 復旧・復興工事における設定単価変更の見直し
- (5) 復旧・復興工事における中小企業組合への配慮
- (6) 観光の分野に関する支援策の強化・拡充
- (7) 豪雨等による災害に対する激甚指定措置の加速化と支援策の拡充
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制特例措置の延長等

2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業の実施
- (2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、汚染水処理の対応、除染対策の徹底
- (3) 適切な情報提供による風評払拭・風化防止対策の継続
- (4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向けた最大限の支援策
- (5) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

- (1) 国土強靱化計画の推進
- (2) 事業継続計画（BCP）の策定の促進等

Ⅳ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 中小企業の資金調達の円滑化
 - ① 各種金融支援策の継続・拡充
 - ② セーフティネット保証の要件の維持・拡充
 - ③ 中小企業金融円滑化法後の出口戦略の継続
 - ④ 商工中金の役割・機能の強化
 - ⑤ 日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化
 - ⑥ 信用組合に対する支援強化
 - ⑦ 高度化融資制度の活用拡大
 - ⑧ 小規模事業者経営改善資金融資制度の拡充・強化
 - ⑨ 倒産防止共済の貸付制度の見直し
 - ⑩ 中小企業・小規模事業者の事業承継の金融支援
- (2) 成長戦略を実現するための金融支援の実施
 - ① 経営者保証ガイドラインの周知徹底と個人保証に過度に依存しない融資慣行の普及
 - ② 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家の連携強化
 - ③ 信用保証協会の審査の弾力化、迅速な手続き、各種保証制度のPRの拡充等
 - ④ 地域密着型金融の推進

2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 中小企業の活力を維持するための税制の強化
 - ① 中小法人の法人税の軽減税率の引下げ及び恒久化
 - ② 生産性向上特別措置法による支援の拡充
 - ③ 中小企業経営強化税制の適用期限の延長
 - ④ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長
 - ⑤ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用

期限の延長

- ⑥ 地域未来投資促進税制の適用期限の延長
 - ⑦ 研究開発税制の拡充及び適用期限の延長
 - ⑧ 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の軽減税率の延長
 - ⑨ 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対
 - ⑩ 中小企業への留保金課税の拡大反対
 - ⑪ 減価償却制度の定額法への統一反対
 - ⑫ 欠損金の繰越控除の利用制限反対
 - ⑬ 固定資産税と事業所税の廃止
 - ⑭ 印紙税の早急な廃止
 - ⑮ ガソリン税の特例税率廃止
 - ⑯ 車体課税の抜本的見直し及び軽減
 - ⑰ 個人事業税の事業主控除額の引上げ及び青色申告控除の拡充
 - ⑱ 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定の見直し
 - ⑲ 役員給与の全額損金算入
 - ⑳ 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）に係る償却年数の短縮
 - ㉑ 創業時の税制上の負担軽減措置の拡充
 - ㉒ 軽油引取税の免税措置の恒久化
 - ㉓ 海外展開のための受取配当金の全額益金不算入及び費用等の税額控除措置
 - ㉔ 各種政策的補助金の益金不算入
 - ㉕ 産業廃棄物税の減免措置
 - ㉖ 地球温暖化対策税の用途拡大反対
- (2) 事業承継税制の拡充を含む事業承継支援措置の拡充
 - ① 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減の特例措置
 - ② 取引相場のない株式評価方法の抜本的見直し
 - ③ M&A（親族外承継）を円滑化するための措置
 - (3) 消費税対策の継続・強化
 - ① 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の廃止を含む慎重な対応
 - ② 消費税の外税表示の恒久化
 - ③ 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税の早期解消
 - ④ 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁の徹底
 - ⑤ 申告時期の延長等
 - ⑥ 事業者免税点の引上げ及び簡易課税制度の適用事業者の範囲の拡大
 - ⑦ 外国人旅行者向け消費税免税制度における、電子情報化等の手続きの簡素化
 - (4) 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減
 - ① 商業地における空き店舗に対する固定資産税・都市計画税の減免
 - ② 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び、地価が下落している場合の固定資産
 - ③ 関税制度の見直し等
 - (5) 組合関係税制の強化
 - ① 中小企業組合の法人税の軽減税率の企業組合と協業組合への拡大、税率の引下げと恒久化及び適用



年間所得の撤廃

- ②信用協同組合の貸倒引当金の特例の延長
 - ③火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入の特例の延長
 - ④組合の設備廃棄、設備集約化に対する減免措置
 - ⑤企業組合における設立後5年間法人税免除などの税制措置
 - ⑥組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税の減免措置
 - ⑦事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の一律の軽減税率の適用
 - ⑧公共・公益性のある共同施設への減税措置
 - ⑨共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置
 - ⑩集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計の承認
 - ⑪被災地の組合を支援する組合及び組合員の寄附金控除対象の拡大
- (6)納税環境整備等
- ①マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティ対策への支援措置の強化
 - ②税法上の中小企業の基準の見直し

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1)公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援の拡充
- (2)知的財産の保護と活用支援の強化
- (3)電力の安定かつ安価な供給の実現
 - ①電力等エネルギーコストの軽減等
 - ②安全が確認された原発の再稼働
- (4)省エネ・新エネ支援の拡充
 - ①徹底した省エネ・新エネ対策の推進
 - ②中小企業・小規模事業者の省エネ設備導入支援の継続・拡充
 - ③中小企業組合向け省エネ補助制度の創設
- (5)環境対応への支援の拡充
 - ①環境配慮型経営の取組み支援
 - ②産業廃棄物処理に対する支援強化
 - ③中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた土壌汚染対策の支援の実施
 - ④HACCP導入に向けた支援及び食品表示制度の弾力的な運用

4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充

- (1)卸売・小売業支援の拡充
 - ①卸売業・小売業の振興・育成法の制定
 - ②卸商業団地の老朽化対策支援
 - ③中小小売業者支援策の拡充
- (2)サービス業対策の強化
 - ①観光立国実現に向けた取組みに対する支援の拡充
 - ②住宅宿泊事業法（民泊新法）の適正な運用の強化
 - ③中小宿泊業者等の耐震対策支援の拡充
- (3)流通・物流対策の強化
 - ①市街地や商店街における包括的な駐車場施策の推

進

- ②流通・物流業における適正取引の支援
- ③流通・物流の効率化等に寄与する高速道路網の整備拡大
- ④流通・物流業のコスト削減等のための高速道路料金の割引拡大
- ⑤車両制限令における事業協同組合に対する高速道路の大口・多頻度割引停止措置の見直し

5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行

- (1)優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化
- (2)独禁法の審査手続きにおける事業者の適正手続き保障
- (3)独禁法の課徴金制度の見直し

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

- (1)働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮
- (2)中小企業の人材確保・定着対策
 - ①建設業、運輸業、小売業、サービス業等の人手不足業界に対する積極的な就労支援策の強化
 - ②中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援の拡充・強化
 - ③インターンシップに取り組み中小企業への支援策の強化
 - ④UIJターン等による地方中小企業の人材確保
 - ⑤共同保育施設への助成・支援
- (3)地域の実情を踏まえた最低賃金の設定
 - ①最低賃金の設定と最低賃金引上げの検証
 - ②最低賃金引上げに対する支援策の拡充
 - ③特定最低賃金の早期廃止
- (4)外国人技能実習制度の円滑化と拡充
 - ①外国人技能実習機構による諸手続の円滑化
 - ②技能実習2号移行対象職種への拡充
- (5)専門的・技術的分野の外国人材の受入れ
- (6)雇用保険制度の見直し
 - ①雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し
 - ②雇用保険料率の引下げ
- (7)障害者雇用への中小企業支援策の拡充
- (8)国による職業訓練機能の拡充・強化
 - ①国による職業訓練機能の拡充・強化
 - ②技能検定制度の拡充
- (9)社会保障制度等の見直し
 - ①社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮
 - ②健康保険料の安易な引上げ反対と協会けんぽ国庫補助率の20%への引上げ及び高齢者医療制度の抜本的な見直し



中小企業、中小企業組合の発展を祈念して万歳三唱

第70回中小企業団体全国大会 被表彰者のご紹介（茨城県の組合関係者）

優良組合

茨城県ホテル旅館
生活衛生同業組合

理事長 吉岡 昭文
設立年月日 昭和40年1月27日
組合員数 403人
専従者数 3人
主な共同事業 共済事業



衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に関する指導

衛生水準の維持向上を図るとともに、県や関係機関と連携し、女将の会、青年部を中心に観光誘致活動を展開、いばらきの魅力や地域資源の情報発信に努める。また、インバウンド対策等、多様化するサービスの向上に取り組むほか、県内老舗菓子メーカーとのタイアップで女将の会として全国発のPB商品を開発、おもてなしの心を活かした事業展開を図り、県の観光振興、組合員の経営安定に貢献。

組合功労者

溝口 輝明

茨城県鍍金工業組合 理事長

役員勤続年数
31年

主な共同事業
教育情報提供事業



県や上部団体等と連携し課題解決に向けた事業を活発に進めるほか、技能検定委員指導者として次世代経営者の技能士資格取得と人材育成を積極的に推進、環境保全活動にも早くから取り組み組合員の技術振興指導にあたる等、組合の安定運営と育成、並びに組合員の経営力強化を図った。中央会副会長、全国鍍金工業組合連合会顧問理事（前副会長）として、業界の振興発展に貢献。

大会宣言

宣言

本日、中小企業団体の代表二千名は、「明治百五十年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く」をテーマに、ここ京都府京都市に集い、約二万八千の中小企業組合の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

現在、頻発する自然災害をはじめ、人手不足の深刻化、働き方改革、事業承継問題等、多くの課題への対応を迫られている中において、我々は、地域の経済・雇用の担い手として、自らの経営基盤を強化し、持続的に成長することが求められている。

そのためには、個々の努力に加えて、組合の持つ「つながる力」を大いに発揮し、直面する課題に全力で取り組んでいかなければならない。我々は、次の目標を掲げ、国や地方公共団体等に対して、本大会の各決議事項の早期実現を強く求める。

- 一、生産性向上、働き方改革への対応による持続的な成長
- 一、被災地の早期復旧・復興と地域活性化
- 一、中小企業組合等連携組織の存在価値の向上

本日参集した我々一同は、新たな時代を切り拓くべく、積極果敢に行動することを決意する。

右宣言する。

平成三十年九月十二日
第七十回中小企業団体全国大会



日運協

日運茨城事業協同組合

理事長 小室 光 博



お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿1945-1

電 話 029-282-7121(代)
F A X 029-282-7119
E-mail nitiunky@mito.ne.jp
U R L http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/



エコアクション21

エコアクション21勉強会費用「0円」!!

4回の集合勉強会で、仕組みの構築と運用を行い、認証登録に向け協働作業を行います。

ISO14001:2015年版への対応は!!

2015年版の理解とシステム再構築の集合勉強会(2社以上からの開催(有料))

■環境経営システム導入のメリット

- 顧客、取引先のニーズに応えます。
- CO₂、化石燃料、廃棄物の各削減等により環境対策と経費削減が実現します。
- 方針、コンプライアンス、目標管理、従業員教育、手順化・標準化、緊急事態への対応、是正処置、経営層による見直し等のPDCAを展開することにより、事業全般に良い影響をもたらします。

■自治体、各種団体、各種土業皆様

連携して普及活動を行いませんか。ご一報ください。

茨城県のエコアクション21/ISO14001審査、コンサルのプロ集団

特定非営利活動法人 環境NPOいばらき

連絡先/TEL:090-7190-5131/0297-45-0864

FAX:0297-45-0864 Email:hishii@plum.plala.or.jp

ホームページ/環境NPOいばらき クリック 担当:石井晴光



アクモス 株式会社

<https://www.acmos.co.jp>

— 人と技術と感動を —

私たちアクモスグループは、お客様に感動して頂けるプロフェッショナルなサービスを提供致します

<茨城本部> 〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2713-7
TEL:029-270-5555 FAX:029-270-5531

JASDAQ
認証コード
6888

本社

東京都千代田区神田小川町三丁目26-8
TEL : 03-5217-3121

つくばオフィス

茨城県土浦市卸町一丁目1番1号 関鉄つくばビル2F
TEL : 029-834-3391